

朝日村・山形村共同開催～司法書士による「相続登記セミナー」～

《セミナーの概要》

「空き家の相続登記」について、
司法書士による講演と個別相談を実施。

日 時：令和7年7月26日（土）

10：00～12：30

場 所：朝日村大会議室

参加者：8組11名



○令和6年4月より相続登記が義務化された。具体的な相続登記の手順、相続に係る費用について、実際にあった事例を交えながら講演を実施。講演後、希望者との個別相談会を合わせて行った。

《セミナーのまとめ》

○村職員による、朝日村の空家の現状と支援制度についての説明を行った。

○2024年4月1日から、相続登記が義務化された。罰則規定があり、法改正以前に相続した不動産も対象となる。

○相続で不動産取得を知った日から3年以内に“正当な理由”なく登記・名義変更手続きをしないと、10万円以下の過料の対象となる。

○義務化された背景として、相続登記がされていない所有者不明土地が大量に発生し、公共事業や災害対策、復興が進まない、不動産の賃貸・売却ができない問題があったため。

○相続登記の9割以上が遺言なしの相続であり、具体的な流れは、①戸籍の収集 ②名寄帳の取得 ③登記簿謄本の取得 ④遺産分割協議 ⑤法務局申請 である。それぞれの手続きにおけるポイントを解説。

○戸籍の広域交付制度がスタートし、最寄りの市町村窓口で取得が可能となった。

○相続登記の費用は、書類取得にかかる費用＋登録免許税＋（司法書士報酬）であり、司法書士の報酬は司法書士ごとに異なるので、報酬の説明で確認すること。

《今後の対応》

・相続登記の必要性を多くの方に知っていただく機会を増やし、空き家の流動性の確保に努める。